

経済建設委員会記録

- 1 日 時 令和7年12月12日(金)
午前10時00分 開会
午前11時02分 閉会
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 黒田真徳 副委員長 伊藤謙司
委員 片平恵美 委員 山本健十郎
委員 藤原雅彦 委員 篠原茂
委員 伊藤優子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者
・市長 古川拓哉
・農業委員会事務局
事務局長 原道樹
・港務局事務局
事務局長 山下武 企画部技術監 岩本英浩
港湾管理課長 西本吉宏
・経済部
部長 藤田清純 総括次長(営業推進監) 鈴木今日子
次長(農林水産課長) 菅裕二 産業振興課長 佐藤秀樹
観光物産課長 阿部広昭 農林水産課技幹 川又洋一
・建設部
部長 高橋宣行 総括次長(都市計画課長) 町田京三
建築住宅課長 不二浩通 都市計画課技幹 井手義治
- 6 委員外議員
なし
- 7 議会事務局職員出席者
事務局長 山本知輝 主任 田辺和之

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前 10時00分

●黒田委員長：開会挨拶

○古川市長：挨拶

(1) 付託案件審査

◎農業委員会関係

◇議案第75号 新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○原農業委員会事務局長：説明

< 質 疑 >

●藤原委員：農業委員会の委員は選挙で選ばれていたと思うが、農地利用最適化推進委員はどのように選ばれるのか。

○原農業委員会事務局長：農業委員の選出方法は選挙制と選任制の併用とされていたが、平成27年9月の法改正により、現在は議会の同意を得て市町村長が任命する方法となっている。農地利用最適化推進委員については、農業委員会が委嘱する。

●伊藤優子委員：現在農業委員は19人ということか。

○原農業委員会事務局長：そのとおりである。

●篠原委員：農地利用最適化推進委員は100ヘクタールに1人以下ということだが、市独自に基準を変更して人数を削減することはできないのか。

○原農業委員会事務局長：農地利用最適化推進委員の基準は農地100ヘクタールに1人以下であるため、現在本市の農地面積が1,251ヘクタールであるため、上限が13人となる。農地利用最適化推進委員については平成28年12月に制定した本条例によって定数15人からスタートしており、その後、農地面積が1,400ヘクタール以下となったことに伴い、令和2年12月に条例を改正し、現在の14人としている。この度の条例改正についても、前回まで基準に沿って定めていたことと、農業委員が5人減ることから、上限の13人としている。

●篠原委員：農業委員は5人減る一方で、農地利用最適化推進委員は1人しか減らないようになっており、少ないのではと思うが、それは条例で変更しないとできないのか。

○原農業委員会事務局長：定数については条例で定めることになるが、その条例の基となる法律の基準における最大の定数として今回の議案を上程している。

●篠原委員：それでは農地利用最適化推進委員は農地100ヘクタールに1人となっているということか。

○原農業委員会事務局長：そのとおりである。

- 山本委員：農業委員はどのような活動をしているのか。
 - 原農業委員会事務局長：毎月1回の総会を年12回開催しているほか、主な活動として、きちんと農地が耕作できていない場所のパトロールを農業委員と農業委員会事務局で行う農地パトロールを夏場に行っている。また、景観形成作物取り組み事業として、川東・船木・大生院地区の市内3か所で年2回ポピーやコスモス、ヒマワリなどを植えている。
 - 山本委員：農業委員会で審査をしていると思うが、農地3反以上持っていないと買い取りできないという要件が現在変わっていると聞いたが、どのようなか。
 - 原農業委員会事務局長：農地法第3条の農地を貸し借り、所有権移転などする際に、3反以上の農地を保有していなければならない下限面積要件があったが、法律改正によって撤廃され、現在は農地をいくら保有しているかは審査対象とはなっていない。
 - 片平委員：農業委員が19人から14人になることによって、負担が増えるということはあるのか。
 - 原農業委員会事務局長：平成27年の法改正によって定数に変更となったが、選挙制を採用していた時は、市内を2地区に分け、25人の農業委員で調査区域を設定していた。今回定数を14人とすると、1人の中立委員を除いた農地利用最適化推進委員と合わせて26人の委員で調査するようになるため選挙制の時に戻った形となり、業務としては特に問題はないと考えている。
- < 討 論 > なし
- < 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時12分／再開 午前10時13分

◎港務局関係

◇議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○西本港湾管理課長：説明

< 質 疑 >

- 伊藤謙司副委員長：コンテナクレーンの電動フックの故障ということだが、経年劣化なのか、それともほかに何らかの原因があったのか。
- 西本港湾管理課長：故障発生の経緯としては、令和7年8月26日11時頃、荷役業者がコンテナクレーンを利用して積み込み作業を行っていたところ、電動フックの故障が発生した。電動フック内部の電気系統のトラブルが原因と推測されている。その電気系統のトラブルにより電動フック内部の電磁クラッチが損傷し、それが原因で電動フックの角度保持ができなくなったと考えている。
- 伊藤謙司副委員長：故障発生までに何か不具合はあったのか。
- 西本港湾管理課長：これまで年1回の年次点検、月1回の月例点検を実施しているが、特に不具合があったとは聞いていない。
- 伊藤謙司副委員長：これ以外にコンテナクレーンのような機械は他にもあるのか。
- 西本港湾管理課長：新居浜港務局に設置しているクレーンはこれだけである。
- 山本委員：新居浜港務局は日本で唯一の港務局だが、今後も新居浜港務局を継続していくのか。
- 山下港務局事務局長：新居浜港は、日本で唯一の港務局制度を採用しており、住友企業が作った本

港地区と公共で整備した東港地区も含めて共同管理をしており、今後も住友企業と連携して港の管理をしていきたいと考えている。

- 山本委員：菊本沖で計画していたコンテナ貨物は、国の方針で神戸集約となったが、そのあたりの状況がどうなっているのか教えてほしい。
- 山下港務局事務局長：現在の計画では、菊本沖については、外貿コンテナ航路として位置付けをしていたが、その後の国内のコンテナについては、西日本であれば阪神港に集約して、輸出するという国の方針は、現在も変わっていない。また、2050年のカーボンニュートラルを目標に、令和5年に港湾脱炭素化推進計画を策定し、菊本沖については、次世代エネルギーの基地として位置付け、将来的には、その整備に向けて取り組んでいきたいと考えている。
- 山本委員：それを国が承認すれば埋立てできるのか。
- 山下港務局事務局長：港湾脱炭素化推進計画を踏まえ、現在、港湾計画の改訂を進めている。港湾計画の改訂後の事業化については、関係機関とも協議が必要であり、実際に事業化となれば、埋立免許の申請を行い、事業を進めていくことになる。

* 後刻一括採決

休憩 午前10時22分 / 再開 午前10時24分

◎経済部関係

◇議案第67号 土地改良事業の計画について

○菅経済部次長（農林水産課長）：説明

< 質 疑 >

- 篠原委員：土地改良区以外でも土地改良事業を行っている場所があるのか。
- 菅次長（農林水産課長）：唐戸池の地域は土地改良区の管轄ではなく、萩生西揚水組合が管轄している。そのため、条文にある土地改良区の同意は必要ないものとなる。
- 篠原委員：確認だが、水利組合のような団体が管理しているということか。
- 菅経済部次長（農林水産課長）：そのとおりである。
- 藤原委員：2つのため池工事で、事業期間が令和8年度から令和12年度までの5年間、概算事業費1億5,000万円としている。物価高騰等も懸念されるが、その事業費で収まるのか。
- 菅経済部次長（農林水産課長）：人件費の高騰、週休2日確保の工事実施、熱中症対策などの工事延長によって5年間で事業費が増額する可能性はある。
- 篠原委員：市内のため池の整備状況はどのようか。
- 菅経済部次長（農林水産課長）：ため池整備事業としては、県営事業においては青木下池、市営事業においては芳谷池、柳谷中池、柳谷下池、八反池を現在実施している。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第71号 新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定について

○阿部観光物産課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤優子委員：ゆらぎの森の過去5年間の誘客数はどのようなか。

○阿部観光物産課長：令和2年度が1万2,790人、令和3年度が8,360人、令和4年度が1万7,300人、令和5年度が1万2,550人、令和6年度が1万4,030人となっている。

●伊藤優子委員：令和4年度が増加した理由は何なのか。

○阿部観光物産課長：令和3年度はコロナ禍ということで減少したが、令和4年度はコロナ禍が明けかけたということで客が戻ってきたのではないかと考えている。

●伊藤謙司副委員長：指定管理者の応募には森高リゾートのほかにもう1団体あったとのことだが、どこか教えてもらうことは可能か。

○阿部観光物産課長：公表していない。

●伊藤謙司副委員長：市内の団体か県外の団体かとも言えないのか。

○阿部観光物産課長：公表していないため、どこの団体かはお伝えできない。

休憩 午前10時33分 / 再開 午前10時34分

●山本委員：ゆらぎの森の運営はスムーズにしていると思うか。

○阿部観光物産課長：入込客数としては苦戦しているが、地元の人への雇用を積極的に検討するなど、よく運営してもらっていると思う。

●山本委員：収支のバランスはとれているか。

○阿部観光物産課長：収支の状況として、令和6年度は約70万円の赤字であった。

●山本委員：株式会社森高リゾートは、ゆらぎの森の地元とうまくいっているのか。

○阿部観光物産課長：地元自治会の活動に積極的参加するなど、地元の人とはうまくいっていると聞いている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○鈴木経済部総括次長（営業推進監）：説明

< 質 疑 >

●片平委員：企業立地促進対策費について、今回補正として組まれている10件は単年度の奨励金か。また、繰越分の3件の総額をそれぞれ教えてほしい。

○佐藤産業振興課長：今回の新規申請分10件については単年度の奨励金である。継続分は、新居浜LNG株式会社、住友共同電力株式会社、住友化学株式会社の3件である。それぞれの個別の金額は公表しておらず、全体総額となるが、新居浜LNG株式会社には令和5年度から上限額1億円を交付しており令和12年度まで交付する予定、住友共同電力株式会社には令和5年度から令和11年度までの交付予定、住友化学株式会社には令和6年度から令和7年度の交付をもって終了となる。

●伊藤謙司副委員長：農業経営者育成支援費として認定新規就農者への補助金が1件あったが、その就農者は個人ベースか企業ベースか、また、どこの地区なのか。

○菅経済部次長（農林水産課長）：今回の認定新規就農者1名は船木地区で、個人で営農している方である。

●伊藤優子委員：この150万円の補助金は何に使用できるのか。

○菅経済部次長（農林水産課長）：認定新規就農者に対し、営農の定着や経営の発展のために使う補助金となる。月12万5,000円で年間150万円を3年間支給する予定である。

< 討 論 >

●片平委員：企業立地促進対策費について、単年度のものということで、反対はしない。継続分については大きな金額が支出されており、条例を改正することを要望して賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時46分／再開 午前10時49分

◎建設部関係

◇議案第72号 新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：説明

< 質 疑 >

●片平委員：今まではシルバー人材センターが管理していた時は何施設管理していたのか。今回駐輪場及び駐車場合わせて5施設の管理となったことによりシルバー人材センターが指定管理者に応募しなかったのかと危惧しているがいかがか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：シルバー人材センターには駅前駐輪場と駅南口広場駐輪場の駐輪場2施設を管理、運営してもらっていた。今回、シルバー人材センターが指定管理者に応募しなかった理由は直接聞いてはいないが、駐車場が入ったことによってシルバー人材センターでの管理が特別難しくなるとは市として考えていない。

●藤原委員：指定管理者となるアマノマネジメントサービス株式会社は本市での業務実績はあるのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：本市では駐車場の管理を委託しており、駐車券の機械の管理などは現在アマノマネジメントサービス株式会社が行っている。

●藤原委員：アマノマネジメントサービス株式会社が指定管理者となるに当たり、雇用されるのは新居浜市の人となるのか。また、何人雇用されるのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：雇用については、アマノマネジメントサービス株式会社が今後募集するところで、勤務時間から考えても本市在住の人が雇用されることが予想されるが、必ずそうとは限らない。雇用人数については、3班体制での勤務を考えていたと思うため、それに合った人数であると思う。

●伊藤謙司副委員長：アマノマネジメントサービス株式会社の営業所が四国には松山市と高松市にしかないが本市にも詰所のような事務所を借りて業務を行うのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：本市に新たに事務所を用意するという話は聞いていない。

●伊藤優子委員：アマノマネジメントサービス株式会社がシルバー人材センターの人を使うということにはならないか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：アマノマネジメントサービス株式会社がシルバー人材センターに委託することは考えていないと聞いている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第79号 新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○不二建築住宅課長：説明

< 質 疑 >

●篠原委員：単身の高齢者等が入居できる市営住宅の基準を緩和したことによって何名の応募があったか。また、条例の東田団地集会所の項を削るということは、東田団地集会所はもう造らないということか。

○不二建築住宅課長：単身の高齢者等が入居可能な市営住宅の床面積の基準を現在の46平方メートル以下から51平方メートル以下に拡大することによる効果としては、単身の高齢者等が入居可能な住宅が80戸増えるが、現実的に高層階となるとエレベーターがない住宅であり、応募がないということもあり、1・2階で面積拡大の対象となる住宅として10戸程度は入居可能な住宅が増えると考えている。この議案が可決されてからの対応となるため、今現在、募集をかけている住宅は増えていない状況である。東田団地集会所については、当初は建て替える計画だったが、その後集会所を要望していた東田団地自治会が解散したことで、十分な利用が見込めないこともあり、建設をしない判断をした。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○閉 会 午前11時02分 閉会

経済建設委員会付託案件表

令和7年12月12日

○農業委員会関係

議案第75号 新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○港務局関係

議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第8款 土木費	5・26
第3表 繰越明許費	7

○経済部関係

議案第67号 土地改良事業の計画について

議案第71号 新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定について

議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第6款 農林水産業費	5・24
第7款 商工費	5・25
第4表 債務負担行為補正 追加	
ふるさと納税支援等業務委託料	8
森林公園ゆらぎの森管理委託料	8

○建設部関係

議案第72号 新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

議案第79号 新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について